□ 傷病手当金/傷病手当金付加金請求書 □ 延長傷病手当金付加金請求書 ※下記の該当する番号を〇で囲んでください。 タル、②資格情報のお知らせ、③資格確認書のいずれかでご確認ください。 健康保険 アイシン健康保険組合理事長殿 番号 記入日 記号 **令和** Н 年 月 記号・番号 健康保険法に基づく傷病手当 会社名 ※退職後の申請の場合は退職前の会社名 金の支給決定をするにあたり アイシン健康保険組合が、 同 生年月日 1. 昭和 2. 平成 被保険者 関係する官公署・医療機関に (EII) 意 対し、給付記録、療養の記録 氏名 年 月 日 書 診療履歴等の昭会の依頼を 行い、回答提供を受けること 都道 市 ₹ について同意いたします。 府 県 区 また、本同意書の写しも有効 連絡先 町 被 であることに同意します。 保 自宅TEL 携帯TeL 3. 退職(国保加入) 1. 在職 又は休職中 2. 退職後任意継続加入 4. 退職(他健保加入) ① 現在の状況 4該当者は保険証コピー、又は資格情報のお知らせの写しを添付。 又、診療実績の分かる診療明細書、調剤明細書の写しを添付してください。 ② 申請期間 が 令和 年 月 日から 令和 年 日まで 療養のために休んだ期間 記 ③ 仕事の内容 退職後の申請の場合は退職前の仕事内容 申 ④ 傷病名 2) 1) 請 る 内 1. 平成 1. 平成 ⑤ 発病負傷年月日 月 日 年 月ごろ 年 もしくは 容 令和 2. 令和 1. 仕事中(業務上)以外での傷病 1. はい ろ 2. 仕事中(業務上)での傷病 労働基準監督署からの 2. 請求中 6-1 負傷の原因 **6**-2 労働災害、通勤災害の 1)業務量負荷·業務不適合·人間関係 6-21 3. 未請求 認定を受けていますか 2)その他 4. いいえ 通勤途中での傷病 ※ 「1...はい」の場合、 別途 T第三者行為による傷病届」 ⑦ 傷病の原因は第三者の行為(交通事故やけんか等)によるものですか 1. はい 2. いいえ をご提出く ①-1 障害厚生年金、障害手当金について ※「1. はい」の場合、 確 1. はい 2. いいえ 年金給付額等が分かる書類、 年金の直近の額を証明する書類、 年金証書、年金改定通知書等、 何れか写しを提出ください。 一の傷病で「障害厚生年金」または「障害手当金」を受給していますか 認 ①-2 老齢年金等について いいえ 1. はい 2. 事 退職等による健康保険資格喪失後の期間について申請する場合、老齢または退職を事由とする公的年金を受給していますか ①-3 休業補償給付について 今回申請する期間において、自動車保険から休業補償給付を受給していますか 項 3. 請求中 1. はい 2. いいえ ◆労務に服することができなかった期間を含む勤務状況、 及び賃金支払状況等をご記入ください。 退職状況 令和 月 日[退社 · 退社予定] 資格区分 □ 管理職(課長以上) □ 一般 □ 時給制 ◆勤怠状況:医師意見書欄記載の Α 1 2 3 4 5 6 7 В 1 2 3 4 5 6 7 C 2 3 6 1 『労務不能であったと認めた期間』の勤務状況 8 9 10 12 13 8 10 9 12 11 14 11 12 13 14 8 10 11 13 14 出勤 : 〇 会社休日 15 16 17 18 19 20 21 15 16 17 18 19 20 21 15 16 17 18 19 20 21 病欠、欠勤 有給(半給) 公休(給与有): △ 公休(給与無): / 22 23 24 25 26 27 28 22 23 24 25 26 27 28 22 23 24 25 26 27 28 主 月 月 月 29 29 30 31 30 31 29 30 31 が ※3か月を超えて申請する場合は新たに起票ください ◆給与支払状況:『労務不能であったと認めた期間』に賃金を支給しました(します)か? 証 明 ③ 1カ月分の給与、諸手当の支給状況 -部支給の場合は、下記項目を記入(1カ月分支給する諸手当の金額) ①上記期間全て支給無 通勤手当 家族手当 役職·資格手当 住居·食事手当 賃金支給の有無(〇を記入) す 対象日 Α(支給無 全額支給)月分 д Д Щ ②月によって支給有 ⇒③^ B(支給無 全額支給)月分 ع 円 円 円 円 支給無 全額支給)月分 円 円 上記の通り相違ありません。 月 令和 在 Н 健康保険組合記入欄 事業所所在地 手当日額:月の合計額÷30 \div 30

控除期間

控除日額

(印)

事業所名称

代表者

	患者氏名 医療機関の名称、所在地は必ずゴム印を使 訂正した場合、必ず医師の訂正印を																													
	傷病名と		1)															昭		平 •	令			年		F]		日	
	診療開始日		2)															昭	٠	平・	令			年		F			日	
	発病又 負傷の原													診療実日数が0日間もしくは初診日以前の期間を労務不能と判断した理由 1. 本人の訴えによる 2. 医学的根拠による 医学的根拠による理由																
療養	 労務不能 あったと		令和			年			月			日か	6	診療	実日	数														
担	認めた期		令和			年			月			日ま	で			日														
当	労務不能!			月	1 2	3	4	5 6	5 7	8	9	10 1	1 12	13	14	15	16 17	7 18	19	20	21 22	2 23	24	25	26 2	27 28	3 29	30	31	
者 が	の診療 ※診療日に			-	1 2				5 7			10 1																		
意	囲んでくださ	ر۱ <u>.</u>	坐 黎不是	上野			4 学的#		5 7			10 1						/ 18	19	20 2	21 22	2 23	24	25	26 2	27 28	3 29	30	31	
見																		羊しく言	己人	ばさい	١,									
を	◎通院指導	通院指導・服薬状況が未記入等、保険者として判断できない場合は不支給となるおそれがありますので、詳しく記入ください。)																
記	◎投薬有:	(日間	引処プ	<u>5)</u>	◎投	薬無	:理	由:	(1	. 本.	人が	希望し	しなし	١ 2	2. そ	の他)	
入	◎ 労務不能と判断した理由:																													
す																														
る																														
ح																														
こ																														
ろ																														
	上記のi	通り木	目違あ	りま	ミせ/	U o	>					令和			年			月			日転帰			□治癒□中止□繰				越 □転院		
	医療機関の別													塔																
	医療機関の名	称																							7 7 1					
	医師の氏名 電話 一														_		_				.252/JT. 平成		二臓器乳 和		1 F	月		日		
/2:申	取得	得【昭	3和 平5	龙 令	和		年		F	3		日	<u> </u>			T	不支給	計	Π											
健 保	資格 喪	+		令			年		F			- 日		控除	\$	段酬・年3		H	月	∃額			円	F	日額			円		
組	傷手給付開始日			令	令和		年		F	1		日			7-7	1	令和		年				月月			ヨから				
合記入欄	傷手給付満了日			令			年		F			B		傷手・發 支給期			令和		4	年					F	日まで		日間		
	延手給付開始日延手給付満了日			令			年年		F			日日		支給回数		_	易手			ZiT	手	/-	•	型.	_					
	前回支給		令和	ΤÜ		年	4	月		7	日	まで		文 編 4		+1	m T			回	.T			回豆	付No.					
《請求者の方への注意事項》 												人事	⇒ 1	健保																

(1)すべて**ポールペン**でご記入ください(鉛筆での記入・コピーは不可)

| 退職者 | 本人 | ⇒ | 医師 | ⇒ | 本人 |

- ②「療養担当者が意見を記入するところ」は必ず医師に記入していただいてください。
- ③今回の傷病で初めて請求される場合、3日間の待機期間〔支給されない期間〕がありますが、待機期間を年休・会社休日とすることも可能です。
- ④請求には事業主の勤怠証明が必要ですので、必ず会社の人事経由で提出してください。 資格喪失および任意継続の方は本人から直接、アイシン健保に送付してください。
- ⑤支給日は、毎月8日までに会社の人事よりアイシン健保に到着した請求書が、同月22日の支給対象です。

会社への締切日は会社の人事部にご確認下さい。 なお、長期連休の場合は締切が早くなります。

- ⑥上記締切に関わらず、書類に不備がある場合・記載内容について調査(医師照会等)が必要な場合、支給日が遅れることがあります。
- ⑦支給金額についてお電話ではお答えできません。又、紙での通知書は発行しません。

アイスマイル・ポータルに登録をして、ご自身で支給金額等をご確認ください。

アイスマイル・ポータルは、支給月の21日頃からダウンロードいただけます。 アイスマイル・ポータルQRコード

⑧請求権の時効は2年です。(労務不能になった日ごとに2年経過)

- ⑨一回の申請は3ヶ月以内です。3ヶ月を超える申請は、複数枚(医師証明含む)提出してください。
- ⑩傷病手当金、延長傷病手当金付加金は、会社指定口座に振込みます。